

## ▼ 緩和ケア及び在宅医療の推進

### (1) 現状と課題

#### 広島県の緩和ケア支援体制

広島県においては、平成 16(2004)年 9 月、「広島県緩和ケア支援センター」(以下「緩和ケア支援センター」という。)を設置し、緩和ケア病棟を運営するとともに、情報提供、総合相談、専門研修、地域連携の事業を通し、がん患者や家族が住み慣れた地域において、在宅や施設での希望に応じた緩和ケアが安心して利用できる全県的な体制の構築を支援しています。

#### 緩和ケア病棟と緩和ケアチームの状況

県内には、緩和ケア病棟が 8 病院に 135 床整備されていますが、広島中央及び備北二次医療圏には整備されていません。

また、緩和ケアチーム<sup>\*</sup>については、すべての拠点病院と拠点病院以外の病院で合わせて 19 病院に整備されていますが、広島西、広島中央及び備北二次医療圏には、拠点病院以外に緩和ケアチームが整備されていません。(平成 19(2007)年 11 月時点、広島県緩和ケア支援センター調査による)

緩和ケアチームには、身体的な苦痛に対する緩和だけではなく、精神心理的な苦痛に対する心のケアの提供機能が求められています。

#### 在宅医療提供体制における課題等

がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養ができるよう、在宅医療の充実を図る必要があります。退院後も継続して緩和ケアを受けられるよう拠点病院において緩和ケア外来機能を整備するとともに、関係機関との連携を推進する必要があります。

緩和ケア支援センターでは、在宅療養を支援するためのデイホスピス<sup>\*</sup>事業を実施していますが、他の拠点病院では実施されていません。

#### 人材育成

緩和ケアの専門的な知識を持った人材は不足しているため、「緩和ケア支援センター」や拠点病院において、緩和ケアに関する普及啓発や人材育成等を実施しており、広島大学においても平成 19(2007)年度から緩和ケア認定看護師教育部門を設置し、認定看護師の育成に努めています。引き続き、緩和ケアを担う医師、看護師等に対して専門的な研修を通じて、知識や技術を習得させる必要があります。

#### 緩和ケアに対する理解

緩和ケアについては、身体症状の緩和や精神心理的な問題への援助など、終末期<sup>\*</sup>だけでなく、治療の初期段階から積極的な治療と並行して行われることが求められています。終末期段階における一つの方法としか理解されていない面があります。

### 口腔ケアへの取組み

各地域の歯科医師が拠点病院と連携し、抗がん剤の使用や放射線治療によって多発する口内炎等の予防に有効なケアを行うシステムの構築を目指した研修などの取組みを推進しています。

## (2) 取り組むべき対策

### 施設における緩和ケア体制の充実

がん患者に身近な地域で、希望に応じて施設緩和ケアと在宅緩和ケアが受けられる体制を整えるため、すべての二次医療圏に1か所以上、在宅緩和ケアの後方支援機能を持った、緩和ケア病棟の整備を促進します。

緩和ケア病棟を有しない拠点病院においては、緩和ケアチームが管理する緩和ケア病床を整備し、がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる環境づくりを推進します。

また、拠点病院では、緩和ケアチームに精神科医を配置し、身体症状だけでなく、精神症状の緩和ができる体制を整備します。

### 在宅緩和ケア体制の整備

緩和ケアは、診断、治療、在宅医療など、様々な場面において切れ目なく実施される必要があります。このため、地域連携クリティカルパスなどの活用を図り、在宅療養が円滑に実施できる体制を整備します。

また、「在宅療養支援診療所<sup>※</sup>」及び「訪問看護ステーション<sup>※</sup>」等の地域資源を把握し、各地域の特色を踏まえて、適切な在宅緩和ケアが提供できる体制を計画的に整備します。

### 在宅での服薬管理体制の整備

がん治療を継続する患者の退院時の調整を円滑に行うため、拠点病院が中心となって、情報提供や相談支援、服薬管理、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション、薬局との連携など、在宅療養を適切に行うために必要な体制づくりを推進します。

また、在宅医療に必要となる医薬品等の供給体制を確保するため、供給拠点となる薬局の機能強化等を図るとともに、「在宅服薬管理ステーション<sup>※</sup>」の活用を推進します。

### 在宅療養支援体制の整備

がん患者の在宅での療養生活の維持向上を図るため、拠点病院において、緩和ケアを提供しながら、放射線療法や化学療法が実施できる外来診療機能を整備します。

また、拠点病院等において、デイホスピスなどを通じてがん患者の在宅療養を支援するとともに、「地域緩和ケアサポートセンター<sup>※</sup>」の設置についても検討します。

さらに、地域連携を促進し、病院から在宅への移行を円滑に行うため、病院と在宅の医師、看護師、薬剤師等との人的交流のあり方について検討するとともに、ボランティアの育成を図るなど、在宅医療を地域の中で支え合うための仕組みづくりを推進します。

なお、介護保険制度においては、申請日から認定日までの間も介護保険サービスの利用が可能であることなど、制度運用についての周知を図ります。

#### 緩和ケア支援センターを中心とした人材育成

緩和ケアをがん診療の早期から適切に提供していくためには、がん診療に携わるすべての医師等が緩和ケアの重要性を認識し、その知識や技術を習得する必要があることから、「緩和ケア支援センター」が中心となって、拠点病院と連携しながら緩和ケアに関する研修を実施します。

また、緩和ケアの質の向上を図るため、拠点病院における認定看護師及び認定薬剤師の育成を促進します。

在宅医療の推進に当たっては、各地域に緩和ケアに精通した専門職等が確保される必要があることから、「緩和ケア支援センター」や拠点病院等で、それぞれの業務に応じた専門的な研修を実施します。

#### 緩和ケアに関する普及啓発

緩和ケアに対する県民の理解を深め、患者・家族の生活を支援する環境づくりを推進するため、緩和ケアに関する普及啓発を図ります。

### (3) 個別目標

- ① すべての拠点病院に緩和ケア外来を設置するとともに、すべての二次医療圏に、専門的な知識及び技能を有する緩和ケアチームを設置している医療機関が複数となるよう整備します。  
また、3年以内に、すべての拠点病院に緩和ケアに関する認定看護師を複数配置します。
- ② がん診療に携わるすべての医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得するとともに、すべての二次医療圏で、緩和ケアの知識及び技能を習得しているがん診療に携わる医師数を増加させます。
- ③ 在宅における療養体制を整備し、住み慣れた家庭や地域での療養について選択できる患者を増加させます。

## 4 情報提供及び相談支援

### ●情報提供や相談支援を推進するために

行政：患者・家族を含めた県民に必要な情報が提供されるよう支援します  
 医療機関：診療に関する正しい情報の提供や相談への対応により患者を支援します  
 県民等：適切な情報を収集しそれに基づいて行動するとともに、患者会等においては自ら情報発信することで他の患者・家族を支援します

### (1) 現状と課題

#### ア がん医療にかかる情報提供

##### 情報提供の必要性

県民一人ひとりが、がんをより身近なものとして捉え、がん予防を実践するためには、がんに関する様々な情報が提供される仕組みを整える必要があります。

また、自分あるいは家族が、がん患者となった場合には、治療法やその後の生活等について適切に判断して自己決定することができるよう、医師や看護師等から十分な納得できる説明が受けられるとともに、がん医療に関する専門的な知識から地域の医療機関の診療内容まで、幅広く十分な情報が入手できるよう支援していく必要があります。

##### 情報提供体制の現状

県民、あるいはがん患者・家族が必要とするこのようながん情報は、「国立がんセンターがん対策情報センター」の情報など専門的な分野も含め充実してきています。

一方で、身近な医療機関や支援機関・団体等の地域の情報については、拠点病院の相談支援センターが地域の拠点として情報発信・提供を行っていますが、その内容や質、提供方法等の充実が求められています。

##### 情報提供における患者団体等の役割

近年、がん患者団体等の中には積極的に社会活動に取り組むところも増加してきており、一般市民等を対象としたがんに関する公開講座や啓発イベントが数多く開催されています。このように、がん患者団体等は情報提供の主体として、がんに対する知識の普及啓発等に当たって大きな力となってきています。

##### がん患者団体ヒアリングでの意見

平成19(2007)年8月1日に実施した「がん患者団体等ヒアリング」では、情報提供の充実・強化を望む事項として、次のようなことが挙げられています。

- ・がん診療を提供する病院や担当医選定のための情報（各病院の専門医の状況、治療レベルの情報）、セカンドオピニオン\*に関する情報、電話相談など各種相談窓口に関する情報、各地域の在宅医や訪問看護・訪問介護施設等の情報、各地域の患者会など患者支援団体の情報、治療費に関する情報、末期がん患者に対する治療法についての情報
- ・さまざまな情報を広島県として一元的にとりまとめて提供して欲しい（情報が簡単に取り出せ利用できる場所が必要）
- ・医師の説明をもっと噛み砕いて説明をしてくれる人がいたら良いと思う
- ・県の広報で「患者会とは?」「患者会がどこにあるのか?」など、広く知らせて欲しい

## イ がん患者・家族等への相談対応

### 相談支援体制の状況

広島県ではすべての拠点病院に相談支援センターが整備されています。これら相談支援センターの相談員は、「がん対策情報センター」の相談員講習会を受講するなど、必要な知識と技能の習得に努めていますが、より高度化・複雑化する医療技術や制度等に対応するためには、引き続き相談員の質の向上を図っていく必要があります。

### 相談対応へのがん経験者の関与

がん患者・家族からの相談に対して、がん経験者の視点で応じることが求められており、「がん患者団体等ヒアリング」では、次のとおり相談事業への参加を求める意見が挙げられています。

- ・拠点病院の相談員の知識、コミュニケーション技術等の向上
- ・地域格差なくがん患者がいつでも相談できる窓口が欲しい
- ・携拠点病院の相談支援センターの運営には患者会を活用するなど、患者・家族等がんの経験者の関与が必要
- ・拠点病院に定期的ながん患者が集まるサロンを作り、時には看護師、医師も同席し相談に乗って欲しい

### がん体験者による相談体制の整備

各拠点病院の相談支援センター以外に、がんに関する様々な不安や悩みの相談に対して、がん体験者や患者の立場で受け止め、助言等を行うことができる相談体制の整備が望まれています。

- ・がん患者団体等が連携して、病院では相談しにくい医師への不満や精神的な問題等を、電話やインターネットで気軽に相談できるような「がん患者・家族相談支援センター」の設置  
※患者団体等ヒアリング意見

## (2) 取り組むべき対策

### ア がん医療にかかる情報提供

#### 情報の一元化による発信機能の強化

拠点病院による市民公開講座の開催など、がんに関する知識の普及・啓発を促進します。

また、これら開催情報などを県拠点病院に一元的に集約し、開催時期や内容について検討・調整を行うとともに、新聞や市町の広報誌・ホームページへの掲載依頼を行うなど広報活動を強化します。

#### 拠点病院の情報提供機能の強化

インターネットやその他の手段によって得られる情報に差が生じないように、拠点病院の相談支援センターの情報提供機能の強化を図るとともに、「国立がんセンターがん対策情報センター」が作成するパンフレットやがん患者必携\*などが、拠点病院を通じて地域の医療機関からすべての患者に提供できる体制を整備します。

### 医療現場での情報提供の推進

患者・家族が自らの意思により、治療法や療養の場所を選択できるようにするため、診断や治療に当たって、医師や看護師等からの説明なども含め、十分な情報が提供されるよう、医療機関の体制整備を推進します。

### その他情報提供機能の充実

さらに、次のような情報提供体制の充実・強化を図ります。

- ・ がん診療連携協議会（拠点病院の連絡会議）において、拠点病院の治療成績等の統一的な公開基準やホームページの基本的な掲載内容を検討するとともに、相談支援センターの収集・提供情報の共有化を進めます。
- ・ 情報提供の内容・方法等については、がん患者や家族等の意見が反映できるような仕組みをつくります。
- ・ 県拠点病院などにがん情報を一元的に公開するホームページを開設します。（掲載情報：各医療機関の医療機能，5大がん以外のがん情報，相談窓口の一覧，患者支援団体の情報，講演会等イベント情報など）
- ・ 患者団体等に関する情報の提供に当たっては一定の基準を設けるなど，対象とする団体や提供する情報の内容等に偏りが生じないように配慮します。
- ・ 拠点病院以外のがん医療を行う病院についても，がん登録の実施などの課題が整理された上で，拠点病院に準じた治療成績等の情報提供が行われるよう促すとともに，拠点病院の情報と合わせてホームページ等で公開します。
- ・ がん患者団体が実施する普及啓発活動については，広島県あるいは拠点病院は共催・後援，PR活動への協力などを通して引き続き連携や支援を行います。

## イ がん患者・家族等への相談対応

### 相談体制の充実

「国立がんセンター」が実施する「相談支援センター」の相談員研修への参加や、相談事例等を検討するための研修会の実施など、相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、「相談支援センター」では、がんの種類や病状、あるいは患者・家族等の心身の状態などに関わらず、相談者のニーズに応じたきめ細かな相談支援ができる体制を目指します。

### がん経験者の相談業務への参画

がん経験者が、一定の研修や訓練を受けた上で、拠点病院の「相談支援センター」の相談業務等へ参画できるよう支援します。

### 患者サロンの設置

拠点病院等において、がん患者や家族等が同じ立場で心の悩みや体験等を語り合うことのできる場（患者サロン等）の設置を推進します。

**患者団体等が主体的に関わる相談窓口の設置**

がんの告知を受けた患者や家族の多くが抱く不安や悩みなどの一般的な相談等に対して、同じ経験者の立場で情報提供や助言などが行えるよう、患者団体等が主体的に関わる相談窓口の設置に向けて、運営団体の選定や各拠点病院との連携等も含めた具体的な運営体制について検討を進めます。

**(3) 個別目標**

- ① 統一的な公開基準に基づく拠点病院の治療成績（5年生存率）を公表します。
- ② 患者団体等が主体的に関わる相談窓口の設置など、がん経験者の相談事業への参画を推進します。
- ③ すべての相談支援センターに国立がんセンターの「相談支援センター相談員基礎研修会」を受講した相談員を配置します。

## 5 がん登録

### ●がん登録を推進するために

行政：がん登録に関する普及啓発に努めるとともに、精度の高いがん登録システムを構築し、登録データを収集・分析します

医療機関：正確ながん登録を実施・協力することで登録精度を向上させます

県民等：がん登録の意義や必要性について正しく理解するとともに、これにより把握が可能となる治療成績（5年生存率）等のがん対策情報を活用します

### （1）現状と課題

#### 広島県のがん登録の状況

地域がん登録事業は、正確ながんの罹患数や転帰の把握などによる、がん検診やがん医療など、がん対策の評価のために不可欠な事業です。広島県では、平成14(2002)年から県内で発生するがんの特性を把握し、予防活動の有効性及びがん医療水準の評価等を目的とした「広島県地域がん登録事業」（以下「地域がん登録事業」という。）を実施してきました。

さらに、広島県では、広島県医師会が、広島市内の医療機関を中心に昭和48年から実施してきたがんの病理診断に関する登録情報「広島県腫瘍登録事業」（以下「腫瘍登録事業」という。）を地域がん登録データに統合補完した、より精度の高い独自の「広島県地域がん登録システム事業」として運営しています。

#### がん登録データの活用

がん登録データを活用したがん医療などの評価は、他の都道府県や全国との比較も可能な形で実施することが重要です。このため、国が推進する地域がん登録の標準化に対応した標準データベースシステムを平成18(2006)年度に導入するとともに、登録届出票も標準登録様式に変更しています。

また、現時点では、地域がん登録事業により収集したデータの活用はがん罹患率の算定等にとどまっており、今後、患者・家族や県民のニーズに応える身近な情報源としてその活用範囲を広げることが求められています。

#### がん登録精度の向上

地域がん登録のデータを十分に活用するためには、登録の精度を向上させることが重要であり、がん患者に関する情報を可能な限り網羅的に登録収集し、登録漏れをできる限り少なくする必要があります。

登録漏れの程度を示す指標として、具体的には、診断や治療時点での病院からの登録がないままがんで死亡し、市町村に届けられた死亡票（死亡診断書）情報で初めて報告されるがん患者の割合（DCN<sup>\*</sup>）を20%以下に抑える必要があるとされていますが、広島県の地域がん登録事業はその割合が30%を超えており、今後、更なる地域がん登録の精度向上への取組みが必要です。

その一方で、既に広島市内を中心に実施されている腫瘍登録情報を活用した、より

精度の高い独自の登録システムの運営により、広島市内に限れば、DCNが10%を下回っており、全国でもトップクラスの登録精度が達成されています。

このように広島県としては、広島市内を中心とする医療機関が既の実施している腫瘍登録の情報を活用した独自の地域がん登録を県内全域の医療機関に拡大すること、その中でも特に県東部地域の登録協力医療機関を増加させることなどによる更なる登録精度向上の取組みが必要です。

表9 地域がん登録の精度（平成15(2003)年集計）

区分	DCN	DCO*	IM比*
広島県	31.7%	31.7%	2.31

DCN：死亡情報で初めて把握されたもの　DCO：死亡票のみで登録されたもの  
IM比：罹患数と死亡数の比率（罹患数／死亡数）

#### 院内がん登録の普及

がん登録事業を効率的に進めるためには、「院内がん登録」の普及が最も重要です。拠点病院では、標準登録様式による「院内がん登録」の整備が求められており、現在、県内のすべての拠点病院において標準登録様式の「院内がん登録」が整備されています。

今後は、がん診療を実施する医療機関に対して、標準登録様式による「院内がん登録」の普及を図り、病院内のがん患者についての診断や予後に関する情報を収集し、その治療成績の公表を行うことが必要となっています。

#### がん登録の課題

広島県の地域がん登録事業は、遡り調査\*や生存確認調査\*を実施していないことから、現在の登録事業のままでは5年生存率等を直ちに算定することが困難な状況にあります。

こうした状況では、登録協力医療機関や県民に対し、治療成績等を評価した必要な情報を還元できないことから、事業体制の見直し等の対応が必要となっています。

## (2) 取り組むべき対策

#### 拠点病院等における院内がん登録の推進

拠点病院においては、入院・外来を問わず受診したすべてのがん患者のデータを収集し、5年生存率等のがん治療成績の評価を目的とした院内がん登録の実施を推進します。

拠点病院以外の医療機関においても、国が示す標準登録様式に基づいた院内がん登録の整備を促進するとともに、その内容の充実を図ります。

#### 地域がん登録の実施体制の強化

地域がん登録の標準化をより一層推進し、国や他の都道府県との解析データの比較を行います。

また、登録協力医療機関との連携強化による登録率の向上を図るとともに、広島県

の独自方式である「地域がん登録」に「腫瘍登録」のデータを統合補完した登録方式を広島市域外の医療機関においてもより一層の普及を図るなど、高精度のがん登録システムとして完成させていくことを目指します。

さらに、登録協力医療機関の登録業務の軽減を図るため、従来の紙媒体による届出だけではなく、病院内の情報管理機能を活用した電子媒体での届出を可能にし、業務の効率化を図るとともに、情報の収集・管理に当たっては、個人情報保護の観点から情報の流出等がないように厳重な管理を行います。

### 地域がん登録における予後調査等の実施

地域がん登録事業において、遡り調査や生存確認調査を実施するとともに、事業に協力している医療機関に集計結果を還元します。

### がん登録実務者の育成強化

各登録協力医療機関に診療情報管理士<sup>\*</sup>を中心としたがん登録実務者の配置を推進するとともに、がん登録実務者に対する研修を実施します。

また、がん登録実務者との連携を強化し、登録精度の向上に努めます。

### 県民への情報提供とデータの活用

院内がん登録については、がん診療連携協議会を中心として、院内がん登録のデータを収集、分析し、5年生存率等のデータを公表するように努めます。

また、地域がん登録等により得られたがんの罹患状況や治療成績等に関する情報について、広島県のがん対策の策定や評価に活用するとともに、その成果を県民に分かりやすく情報提供します。

## (3) 個別目標

- ① 国が定める標準登録様式に基づく院内がん登録を、県内200床以上の一般病床を有する医療機関の80%以上で実施するとともに、200床未満の一般病床を有する医療機関についても、院内がん登録の実施を積極的に働き掛けます。
- ② 院内がん登録を実施する医療機関のすべてのがん登録実務者に対し、研修を実施します。
- ③ 地域がん登録の精度を測る尺度であるDCNを20%以下とします。
- ④ 3年以内に、地域がん登録の遡り調査及び生存確認調査が行える体制を整備し、5年以内に5年生存率を算定します。
- ⑤ 紙媒体と併せて電子媒体による地域がん登録の届出ができるようにするとともに、その集計結果を登録協力医療機関に還元します。